⑶　契約書作成の要否　要
⑷　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑸　2⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　情報公表の拡大　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

①　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先
・当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
・当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
・当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
・当機構との間の取引高
・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満、又は３分の２以上
・１者応札又は１者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報
・契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
・直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表日　契約締結日の翌日から起算して72日以内
⑺　本業務の受注者（設計共同体の各構成員、本業務に関し協力を受ける他の建設コンサルタント業者を含む。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者又は製造業者は、本業務に関連する全ての建設工事の受注資格を失う。
⑻　本業務は、今後、関係者間で協議を行う予定である。そのため、関係者協議や当機構の都合により契約締結時期や履行期間の変更、業務内容の変更、契約の中止を行う場合がある。
⑼　その他詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Basic design works for Buildings and Related facilities in Aoyama Avenue project
⑶　Time-limit to express interests : 4 : 00 PM, 14, November, 2017
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 PM, 26, January, 2018
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Designing & Planning Team, Project Planning Department, East Japan Urban Renaissance Office, Urban Renaissance Agency, 13th Floor, Shinjuku Island Tower Building, 6―5―1, Nishi-shinjyuku Shinjyuku-ku, Tokyo 163―1313 TEL 03―5323―0503

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

青山通り計画施設建築物基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年10月23日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

1　業務概要
⑴　業務名　青山通り計画施設建築物基本設計等業務
⑵　業務内容　青山通り計画施設建築物の建築設計、設備設計及び土木・造園設計に係る以下の業務を行う。
①　基本設計
②　既存建物解体設計業務
③　工事費算定図作成業務
④　工事費算定に係る積算業務
⑶　履行期限　契約締結日翌日から平成32年３月31日（予定）
（１次指定）建築設計、設備設計及び土木・造園設計の工事費算定に係る積算業務を除く全ての業務の完了　契約締結日翌日から平成31年４月30日（予定）
2　申請の時期　平成29年10月23日から平成29年11月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成29年11月14日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成29年10月23日から独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部経理課（〒163―1313 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13Ｆ　電話03―5323―0469）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「青山通り計画施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書」（4⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日官報（政府調達第185号）公示）５の⑴から⑵までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。構成員は、次の①から⑤の条件をすべて満たしていること。また、⑥については設計共同体の代表者が満たすこと。
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。
②　当機構の東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業務区分の認定を受けていること。
③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
④　暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
⑤　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑥　元請として受注し、平成19年度以降に契約履行が完了した業務Ⅰの実績を有することとし、設計共同体であった場合は出資比率が50％以上のものとする。
Ⅰ　高さ31ｍ超かつ延べ面積10,000㎡以上の事務所を含む複合用途の建築物の建築設計及び設備設計業務　「事務所」とは、平成21年国土交通省告示十五号別添二第四号とする。「複合用途の建築物」とは事務所と他用途との複合建築物で床面積の50％以上が事務所である建築物とする。